

共健第791号
令和5年3月17日

各支社局長殿
被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 江頭 建彦

◎令和5年度保健事業のお知らせ

令和5年度保健事業の実施内容が以下の通り決まりましたので、お知らせします。

また、人間ドックや春・秋の定期健康診断の結果、特定保健指導（メタボ指導）の対象になった方は、特定保健指導を受けていただくようお願いします。

I [疾病予防]

1.人間ドック（被保険者、年1回、日帰りまたは1泊の選択制）

受診希望者は、事前に「人間ドック（被保険者・配偶者）申請書」を記入後、所属長に提出して下さい。所属長はサインの上、健康保険組合に提出をお願いします。検査費用を確認後、承認内容を支社総務部長または支局長に通知します。実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。被保険者の資格喪失後は受診できません。

健保組合の負担は、オプション検査を含め63,000円（消費税込み）が上限です。受診者は、受診時に窓口で一部負担金2,000円と健保組合の負担上限額を超えた場合は、超えた金額もお支払いください。脳ドックをオプションとしてつけることはできません。なお、社の定期健康診断実施中は、可能な限り社が実施する健康診断を受診してください。

2.脳ドック（被保険者、年1回）

人間ドックとの選択制で実施します。選択制のため人間ドックと脳ドックの二つを同年度に受診することはできません。ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に30歳、35歳、40歳、45歳、48歳、51歳、54歳、57歳および60歳以上の年齢に達する被保険者（以下、年齢該当者）は、人間ドックと脳ドックの両方を受診できます。両方受診する場合、人間ドック2,000円、脳ドック2,000円の一部負担金を受診時に窓口でお支払いください。

健保組合の負担は、63,000円（年齢該当者は各63,000円）（いずれも消費税込み）が上限です。受診者は、一部負担金2,000円と健保組合の負担上限額を超えた場合は、超えた金額も受診時に窓口でお支払いください。

受診希望者は、事前に「人間ドック（被保険者・配偶者）申請書」を記入後、所属長に提出してください。所属長は申請書にサインの上、健康保険組合に提出をお願いします。検査費用を確認後、承認内容を支社総務部長または支局長に通知します。被保険者の資格喪失後

は受診できません。

脳ドックの検査内容は、「MRA」「MRI」「頸動脈検査（簡易）」に限定します。申請時に検査内容が分かる資料を添付してください。脳ドックにオプション検査を付けることはできません。

3.配偶者ドック(健康保険の被扶養者となっている配偶者、年1回、日帰り、1泊、脳ドック)

健康保険の被扶養者になっている配偶者を対象とします。日帰り、1泊、脳ドックの中から選択して受診をお願いします。人間ドックにオプション検査として脳ドックをつけることはできません。また、脳ドックにオプション検査をつけることはできません。令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に30歳、35歳、40歳、45歳、48歳、51歳、54歳、57歳および60歳以上の年齢に達する被扶養者（以下、年齢該当者）は、人間ドックと脳ドックの両方を受診できます。年齢該当者は、人間ドック2,000円、脳ドック2,000円の一部負担金を窓口でお支払いください。

健保組合の負担は、63,000円（年齢該当者は各63,000円）（いずれも消費税込み）が上限です。受診時に、窓口で一部負担金2,000円と健保組合の負担上限額を超えた場合は、超えた金額もお支払いください。

受診希望者は、事前に「人間ドック（被保険者・配偶者）申請書」を記入して、被保険者を通して所属長に提出してください。所属長はサインの上、健康保険組合に提出をお願いします。検査費用を確認後、承認内容を支社総務部長または支局長に通知します。当健康保険組合の被扶養者資格喪失後は受診できません。

単身赴任者で配偶者が首都圏在住の場合、配偶者は当健康保険組合が契約している首都圏の医療機関で人間ドック・脳ドックの受診が可能です。この場合、人間ドック受診券が必要です。人間ドック受診券は各支社総務部・各支局にありますので申し出て受け取り、配偶者宅にお送りください。

4.郵便総合検診（被保険者と健康保険の被扶養者となっている配偶者が対象、年1回）

郵便総合検診は4月から6月に実施します。同封の郵送総合検診のご案内をご参照ください。

5.インフルエンザ予防接種補助（被保険者と健康保険の被扶養者）

年1回、健康保険組合が2,000円を上限に補助（費用が2,000円未満の場合は実費）します。補助の詳細については、別途案内します。

II [保健指導]

1.健康相談チャットサービス・医師紹介サービス（委託先：㈱JMDC）

スマートフォン、パソコンで利用できるのが特徴です。健康相談チャットは看護師が対応します。回答は医師が監修済みです。月5回まで無料、6回目以降は利用者が向こう5回分

の料金200円（消費税別）をクレジットカードで支払っていただきます。

Ⅲ [健保組合契約保養所の利用要領]

ラフォーレ倶楽部は法人会員制で、蔵王・那須・修善寺・山中湖・白馬八方・琵琶湖・南紀白浜・箱根強羅・伊東の施設が利用できます。直営ホテルに宿泊する場合は、ラフォーレ倶楽部のホームページを参照し、各ホテルへ直接、電話をするかWEBサイトで予約してください。会員番号は【20119】、PWは【20119cc】です。

ラフォーレ倶楽部のHP <http://www.laforet.co.jp/member/kyodo20119/index.html>

Ⅳ [健保組合直営保養所の利用料金と利用要領]

健保組合直営保養所（伊東保養所）の利用料は次表の通りです。宿泊料金の支払いは現地での現金払いまたはクレジットカード払いとします。

（単位：円）

区分			料金
健保組合加入者	大人	朝夕2食	5,000
	小学生	朝夕2食	4,500
	未就学児	朝夕2食(子供食)	3,100
	3歳未満	食事なし	0
退職者	大人	朝夕2食	7,000
	配偶者	朝夕2食	7,000
社外	大人	朝夕2食	8,000
	小学生	朝夕2食	7,500
	未就学児	朝夕2食(子供食)	4,200
	3歳未満	食事なし	2,000
健保組合加入者	大人	朝1食	2,800
	小学生	朝1食	2,300
	未就学児	朝1食(子供食)	1,800
	3歳未満	食事なし	0
退職者	大人	朝1食	5,000
	配偶者	朝1食	5,000
社外	大人	朝1食	6,300
	小学生	朝1食	5,800
	未就学児	朝1食(子供食)	2,600
	3歳未満	食事なし	2,000

注1：共同健保組合未加入の配偶者、被保険者の実父・実母および扶養家族になっていない就学中の子の料金区分は「健保組合加入者」

注2：退職者の配偶者以外の家族、親族は社外扱い。

注3：小学生の食事は大人食または子供食から選択。利用料は同額。

注4：社外の人だけで宿泊することはできません。

【抽選の申し込み・キャンセル料金】

抽選を希望する方は、指定する日（ホームページ参照）までに所定の仮申込書により健保組合事務局に申し込んでください。抽選は事務局が代行します。抽選終了後、空いている部

屋の予約は健保組合のホームページから行ってください。キャンセル料は利用日の3日前から発生し、1人1泊につき500円、当日のキャンセルは利用料金の全額をいただきます。

【共同通信社健康保険組合】

メールアドレス kyodokenpo@kyodonews.jp

ホームページ <https://kyodonewskenko.or.jp>

※ホームページのID、PWは画面の表示に従い入力してください

電話番号 03-6252-8038

FAX番号 03-6252-8707

以上